

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉局生活福祉部保護課）…一
- 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局生活福祉部医療助成課）…一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部精神保健医療課）…二

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…三
- 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三

告示（選）

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………四
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………四

正誤

- 令和六年九月二十七日付東京都規則第百四十四号……………五

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百七十八号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十二年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十七号様式(表)中「国民健康保険」の次に「又は後期高齢者医療」を加え、「保険証」を「これらの被保険者であることの資格確認書」に改める。

附 則

- この規則は、令和六年十二月二日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の生活保護法施行細則別記第十七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百七十九号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

被 保 険 者 証
記 号 番 号
発 行 機 関 名

を

被保険者等	被 保 険 者 の 名 称
記 号 ・ 番 号	

に改める。

別記第二号様式(裏)及び第二号の三様式(裏)中「被保険者証」を「医療保険の資格が確認できる書類」に改める。

別記第六号様式中

7	保険種別	被保険者証・記号番号
1	種	2 種 3 日 4 船
5	共 6 日 7 夜	行 機 関 名
被保険者番号		
変更年月日	年	月 日

7	保険種別	被保険者証・記号番号
1	種	2 種 3 日 4 船
5	共 6 日 7 夜	行 機 関 名
被保険者番号		
変更年月日	年	月 日

改める。

附 則

1 この規則は、令和六年十二月二日から施行する。

2 この規則による改正前の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第二号様式及び第二号の三様式については、この規則による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則別記第二号様式及び第二号の三様式の規定にかかわらず、令和七年八月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 この規則の施行の際、旧規則別記第一号様式及び第六号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年東京都規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記第十一号様式中

種 別	区市町村国民（一般、退職本人、退職家族）、国民組合（本人、家族）、健保（本人、家族）、船保（本人、家族）、各種共済（本人、家族）、後期高齢者、生保（福祉事務所名：）
（○印）	その他（）
被保険者証記号（後期高齢者の方は未記入）	被保険者証番号（右つめで記入してください）

を

種 別	区市町村国民、国民組合（本人、家族）、健保（本人、家族）、船保（本人、家族）、各種共済（本人、家族）、後期高齢者、生保（福祉事務所名：）
（○印）	その他（）
医療保険の記号（後期高齢者の方は未記入）	医療保険の番号
被保険者証記号（右つめで記入してください）	

に、

「被保険者証等の写」と「資格情報が確認できる書類」に改める。

別記第十一号様式の二中

種 別	区市町村国民（一般、退職本人、退職家族）、国民組合（本人、家族）、健保（本人、家族）、船保（本人、家族）、各種共済（本人、家族）、後期高齢者、生保（福祉事務所名：）
（○印）	その他（）
被保険者証記号（後期高齢者の方は未記入）	被保険者証番号（右つめで記入してください）

を

種 別	区市町村国民、国民組合（本人、家族）、健保（本人、家族）、船保（本人、家族）、各種共済（本人、家族）、後期高齢者、生保（福祉事務所名：）
（○印）	その他（）
医療保険の記号（後期高齢者の方は未記入）	医療保険の番号
被保険者証記号（右つめで記入してください）	

に、

「精神障害者保健福祉手帳の写」と「精神障害者保健福祉手帳の写し」に、「被保険者証等の写」と「資格情報が確認できる書類」に改める。

別記第十三号様式(表)中

被保険者証記号・番号	医療保険の記号・番号
------------	------------

に改め、同様式(裏)中

「保険証」を「医療保険の資格情報が確認できる書類」に改める。

別記第十五号様式中「被保険者証」と「医療保険」に改める。

別記第十九号様式中「申請者が」と「申請者から」に、「に請求する必要」を「への請求が必要となる場合」に、「健康保険証等の交付元」と「保険者」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年十二月二日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第十一号様式、第十一号様式の二、第十三号様式、第十五号様式及び第十九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第千百八十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき自由が丘一丁目29番地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

自由が丘一丁目29番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年一月十四日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

目黒区自由が丘一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

目黒区自由が丘一丁目三番十九号

令和四年一月十四日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年十一月二十七日

●東京都告示第千百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和六年十一月七日

昭島市東町四丁目三百三十二番一及び同番十二の各一部
延長 二〇・三五
幅員 四・五〇

●東京都告示第千百八十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

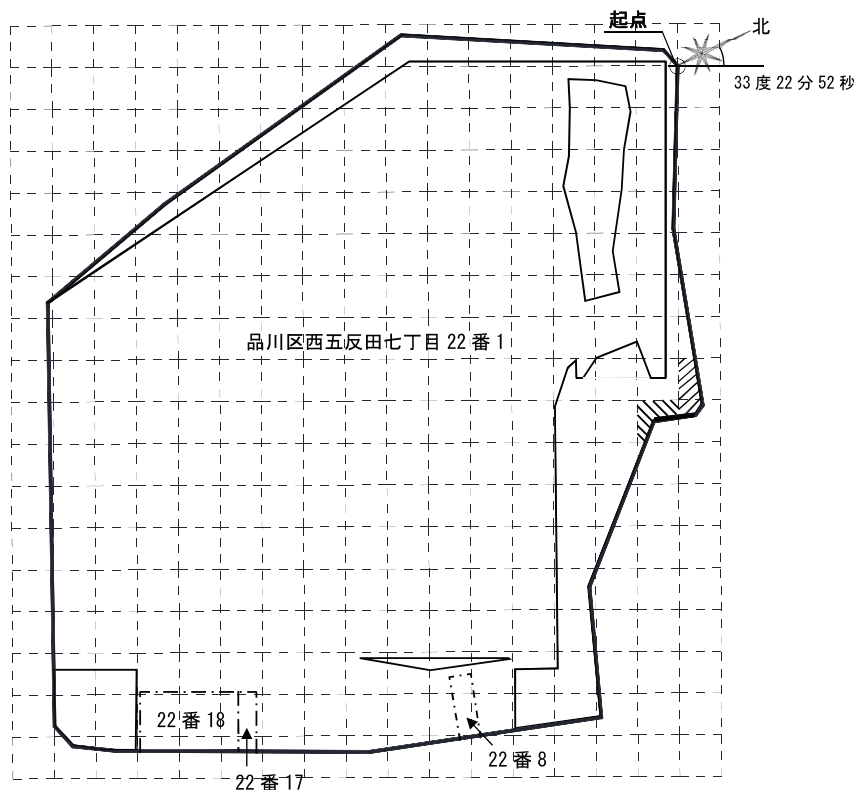
令和六年十一月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区西五反田七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別 図



凡例

-  : 敷地境界
 : 調査範囲
 : 筆境界
 : 単位区画
 : 形質変更時要届出区域
 (令和6年東京都告示第233号により指定した区域)
 : 形質変更時要届出区域
 (この告示により指定する区域)

起点

起点は、品川区西五反田七丁目 22 番 1 の最北端とする。

格子の回転角度：33 度 22 分 52 秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百九十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年十二月二十七日

東京都選挙管理委員会

施設名称
所在地

練馬区旭丘二丁目五番二号

ライブラリ練馬高野台 練馬区南田中二丁目二十二番十

三

三鷹北病院
武蔵野市中町二丁目二番四号

多摩平の森の病院介護士
日野市多摩平三丁目一番地十七

療院

四 国立市東二丁目二十七番地二十

●東京都選挙管理委員会告示第百九十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十

（二号）においてその例によることとされる場合を含む。）
の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として
指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和六年十一月二十七日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

東京さくらメディケアセ 江戸川区東篠崎二丁目十一番一
ンター 号

正 誤

○令和六年九月二十七日付東京都規則第百四十四号

ページ一段一行一 誤 正

三上 三 就職

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 号 〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051